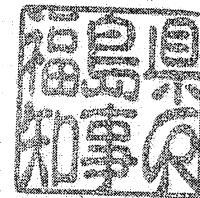


5 財第1749号
令和5年12月 4日

加藤建設株式会社

代表取締役 加藤 大蔵 様

福島県知事



入札参加資格制限措置に係る苦情申立てについて（回答）

令和5年11月8日付けで申立てがありましたのことについて、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

以下の理由により、入札参加資格制限措置の期間（以下「制限措置期間」という。）は「9か月」が適当であると判断します。

1 申立の趣旨及び理由について

本県の入札参加資格制限措置は、本県発注工事等の契約相手方として適當か否かという観点から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表措置基準（以下「措置基準」という。）に基づいて行っているところです。今回の案件は発注者が異なる2件の工事において、工事着手後に発注者の調査により虚偽記載の事実が判明したものであり、貴社は代表構成員又は元請としての受注であるため責任は大きいと判断しました。しかしながら、虚偽記載に対する直接的な関与は低いと判断し、「明らかな故意性」には該当せず「受注者の過失が特に大きい」に該当するとして下記参考のとおり措置基準別表第1の表中1の2ロに基づき制限措置期間を9か月としております。

申立があった工事（工事番号：第19-41370-0397号）においては、入札参加時に提出のあった特定建設工事共同企業体協定書第7条において、代表構成員の権限として発注者及び監督官庁等と折衝する権限などが規定されており、申立の趣旨にある「弊社は、形式的には本件JVの代表構成員ではあるものの、本件JVは、実質的に、開東産業株式会社により、①下請業者の選定、②下請契約の締結、③下請業者への支払、④下請報告書を含む各種書類の提出が行われた」という貴社の主張は認められるものではありません。

また、申立の理由(2)の「令和3年3月11日付注文書（甲1）の発注者が、本件JV名ではなく、開東産業株式会社名のみで注文し、同様に、（A社）が同日付で作成した注文請書（甲2）の名宛人も、本件JVではなく、開東産業株式会社のみになっている」状態は、貴社が本件JVの代表構成員としての役割を果たしているとは言えず、過失が特に大きいと判断せざるを得ません。

2 公共災害復旧工事（河川）（工事番号：第19-41371-0139号）における虚偽記載について

令和5年10月30日付け5財第1446号の工事等請負業者入札参加資格制限通知書に記載した「入札参加資格制限の理由」のとおり、貴社が元請人として施工した富岡土木事務所発注の上記工事において、一次下請負人との間で資材を元請支給として契約

を交わし、後に下請調達に変更したにも関わらず、適切な変更契約を交わさなかったうえ、下請報告書には実際の支払と異なる金額を記載し発注者に提出していたことは自ら虚偽記載をしたものと判断せざるを得ません。

なお、1の工事と一連のものとし、貴社が主体的に行った行為ではないと考えられることから、「虚偽記載の原因が特に重大で悪質」までには当たらないとしたものです。

(参考)

- 措置基準別表第1の表中1の2口(制限措置期間9か月)
 - 工事着手後に発注者からの調査により虚偽記載の事実が判明し、受注者の過失が特に大きいと認められるとき。

教示

この回答に対して不服がある場合は、入札参加資格制限措置に係る苦情処理手続要領第8条の規定に基づき、この回答の翌日から起算して2週間以内に再苦情申立てを行うことができます。

(事務担当 入札監理課 電話024-521-7899)